

# もっと便利に。 もっと簡単に。

令和7年1月1日より労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されました。

申請内訳（4/1～4/28現在：長崎監督署受付分）



## 対象

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 有害な業務に係る歯科健診診断結果報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康診断管理実施状況報告

## メリット

- スマホ、パソコン、タブレットで24時間どこでも申請ができます
- 簡単、スピーディーに申請ができます
- 時間やコストをカットできます
- 書類が電子化され、管理しやすくなります

入力支援サービスの利用手順についてはこちら



長崎監督署へ問い合わせがあったもので、主なものは下記のとおりです。

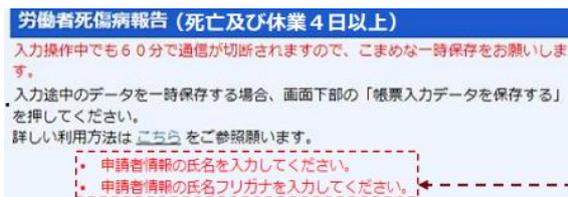
### Q1：従来どおり紙（帳票）の申請ではだめですか？

**A1：** 令和7年1月1日から労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されたのでご理解の上、電子申請を促しています。

### Q2：「内容確認」のタグをクリックしても申請にすすめません。どうすればいいですか？

**A2：** 添付ファイルのエラー箇所（赤字で表示）を修正していないこと、拡張子の誤り、画面下の「申請する」のタグに気づいていないなどが考えられます。

(例 1)



\* 赤字でエラーメッセージを解消しないと申請できません

(例 2)



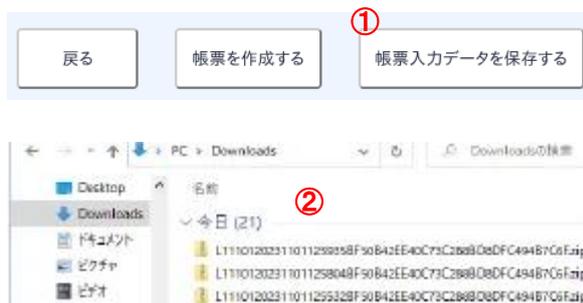
\* 死傷病報告書の略図の拡張子は「BMP」、「JPEG」、「PNG」に限定されています。PDFは不可のものがあります。

### Q3：60分で通信が切断されるよう表示されていますが、保存はできますか？

**A3：** 保存して、再度読み込むことは可能です。手法は下記のとおりです。

- ① 「帳票入力データを保存する」のタグをクリックします。
- ② ZIP形式で保存されます。

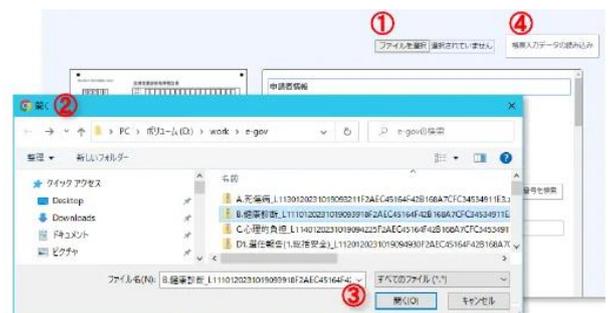
(保存イメージ)



また、読み込みの手順は以下のとおりです。

- ① 「ファイルを選択」のタグをクリックします。
- ② 再提出するファイルを選択します。
- ③ 「開く」のタグをクリックします。
- ④ 「帳票入力データの読み込み」のタグをクリックします。

(読み込みイメージ)



### Q4：特定化学物質等健康診断結果報告書の受付印が押したものが返信されません。

**A4：** 義務化されていないもの以外は電子での受付で返信ができません。ご了承ください。

### Q5：電子公文書はどこに届くのですか？

**A5：** e-Govよりログインするかe-Govのアプリに通知が届くようになっています。(支援メニューには電子公文書は届きません。)